

令和4年度事業計画

基本方針

過去10年間の農作業事故（平成23年～令和2年）では、死亡事故が177件（平均約17.7件）、負傷事故が22,754件（平均約2,275件）発生しています。

令和3年度に発生した農作業による死亡事故件数は、16件（前年対比100.0%）となりました。

事故の原因は、農業機械によるものが11件（68.8%）、農業機械以外によるものが5件（31.2%）となっており、農業機械では、除雪機を除いたトラクタ、フォークリフトやショベルロータによるものが11件のうち10件（死亡事故件数の62.5%）を占めました。また、年齢別では、農業の担い手が高齢化していることに伴い、60歳以上の年齢層が全体の81.3%を占めています。

このような状況を踏まえ、令和4年度は、農林水産省が令和3年に策定した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）」について（2政第452号令和3年2月16日農林水産事務次官通達）に即し、農作業事故ゼロを目指した農作業安全対策の推進と注意喚起を行うとともに、農作業安全意識の高揚に向けて会員並びに各地区農作業安全運動推進本部、関係機関団体等と連携・協力を図りながら、安全運動推進の一層の強化に努めます。

1 農作業安全運動推進体制の整備・強化

農作業安全運動を推進する各地区推進本部と連携を図りながら、最終目標とする事故ゼロ及び事故防止活動を活発に展開するため、推進体制の整備・強化に努めます。

令和3年度においては、8月31日までにトラクタやショベルローダーからの転倒転落、高所からの転落、熱中症などによる死亡事故が7件発生したことから、事故多発緊急警報を発信して関係機関団体に対して注意喚起を行いました。

令和4年度は、引き続き、従来から実施している「MMH運動」を継続的に展開するとともに、農作業事故や交通事故を未然に防止するため、農作業に対する安全意識の向上や地域における事故防止に向けた啓発活動を推進します。

2 農作業安全運動の啓発活動

農作業事故防止に関する啓発・普及活動情報が、農業者に行き渡り効果的に活用されるよう関係機関団体と連携します。

(1) 農作業安全運動強調月間の設定

農作業事故の多発する農繁期は、「農作業安全運動強調月間」として設定し、安全啓発ちらしやポスター等を作成して配布するとともに、PDF版を当本部のホームページへ掲載するなど情報の共有化に努めます。また、ラジオ放送で農作業の事故防止を呼び掛ける他、各系統の新聞、各種農業誌、市町村やJAの広報を活用した啓発活動を行います。

- ・ポスターの配布

| | | |
|----------------|--------|------|
| | 春期・秋期 | |
| 春 期（農作業安全強調月間） | 4月～6月 | 850枚 |
| 秋 期（農作業安全強調月間） | 9月～10月 | 850枚 |

 （配布先） 本部会員、地区推進本部、市町村、普及センター、J A等
- ・安全啓発ちらしの配布（推進本部作成印刷物） 50,000枚
 （配布先） 農業者、本部会員、地区推進本部、市町村、普及センター、J A等
- ・ラジオスポット放送の実施
 - NHKラジオ第一放送

| | |
|----------------|--------|
| 春 期（農作業安全強調月間） | 5月～6月 |
| 秋 期（農作業安全強調月間） | 9月～10月 |

(2) 農作業事故報告書の作成と配布

北海道「農作業事故報告取扱要領」に基づき事故調査を実施します。また、事故調査報告書を作成して関係先に配布するとともに、安全運動推進資料として活用します。

(3) 関係機関団体との連携

農作業の事故防止や安全対策、公道での交通安全、踏切事故対策等について、広く農業者等に啓発して浸透を図るため、J A、北海道警察本部、J R北海道等と連携を図ります。

(4) 各種安全資材、研修会等の資料提供

ポスター、ステッカー等の各種安全資材ならびに安全研修会、講習会等で使用する資料を関係先に提供します。

3 農作業安全対策諸会議の開催

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 役員会 | 5月開催 |
| (2) 定期総会 | 5月開催 |
| (3) 実行委員会 | 2回【書面議決を含む】 |
| (4) MMH運動推進小委員会 | 2回 |
| (5) 地区推進本部など地区企画会議への対応 | 必要に応じて対応 |
| (6) その他諸会議への参加 | 必要に応じて参加 |

4 農作業安全「MMH運動」の推進

MMH運動は、平成18年に開始してから15年が経過しましたが、令和3年度は、公道・私道・畑・敷地内での農業機械による死亡事故が多発し、死亡事故の64.3%を占めました。

また、道路運送車両法の保安基準が緩和され、一定の条件を満たした直装タイプの作業機を装着するトラクタは平成31年4月から、けん引タイプの作業機をけん引するトラクタは令和2年1月から公道走行ができることになったことに伴い、一般車両との追突事故や接触事故の増加が懸念されます。

さらに、令和2年に農林水産省では、農作業死亡事故の7割を占める農作業機に重点を置き、安全フレームの装備やシートベルト着用の徹底を呼び掛けて、農業機械の死亡者数を平成29年と比べて半減させる目標を設定しました。

このような状況を踏まえ、令和4年度は、従来から実施している「MMH運動」を継続的に展開することとし、農機メーカー・ディーラーとの連携を図りながら、①交通ルール、運転マナーや規制緩和条件等の遵守、②低速車マークや反射テープ等の取り付け、③労災保険、傷害共済・自動車共済等任意保険加入の啓発を推進します。

5 農作業機を装着・けん引したトラクタの公道走行に関する周知について

直装タイプの作業機を装着又はけん引タイプの作業機をけん引したトラクタは、道路運送車両法の保安基準が緩和されたことに伴い、一定の条件を満たした場合に公道走行することができるようになりました。

公道走行に当たっては、運転免許は当然ながら、灯火器類、車両幅、安定性、最高速度や制限標識の表示などの確認が必要なため、関係機関団体と連携し、さまざまな機会を通じて公道走行に必要な対応についての周知を図ります。

また、作業機を装着・けん引した農耕トラクタの幅、長さ、高さが道路法の定める一般的制限値(2.5m、12m、3.8m)を超える場合は、道路管理者(開発局、北海道、市町村)から、特殊車両通行許可を受けることが必要です。

しかし、申請に当たっては、手続きの仕組みが物流業界向けとなっており、内容が複雑で農業に対応していないため、オンライン申請の入力段階で申請を断念するケースもあるなど、全体的には、申請が滞るという問題を抱えています。

現在、J A北海道中央会が中心となり、制度の簡素化や農業現場の実態を踏まえた弾力的な運用について国土交通省に要請する他、J Aや行政書士と連携し、モデル事例の作成についても課題の整理や検討作業が進められています。

このような状況から、特殊車両通告許可申請に関しては、制度の簡素化が示されたことから改めて制度の周知と理解の促進を図ります。

6 農作業事故ゼロ運動推進研修会の開催 (令和5年2月予定)

農作業安全に対する意識を高め、地域における事故防止運動を推進するため北海道と共催するとともに、農林水産省の「春の農作業安全確認運動推進会議」と連携して研修会を開催します。

7 各種研修会、講習会等の開催推奨と支援

地区推進本部、市町村、J A及び団体等が主催する研修会、講習会の開催を積極的に推奨するとともに、講師の派遣及び企画運営の助言等の支援を行います。

8 農作業安全対策「トラクタ追突事故対策に関する農耕トラクタの回転灯装着」の対応

農業者は、回転灯の装着が乗用型農耕トラクタの交通事故の最も効果的な防衛手段として認識しています。

当本部では、これまで、農研機構内に設置されている「農業機械技術クラスターの安全性向上委員会」に、農耕トラクタの回転灯装着の実現に向けた検討を依頼してきました。

このような中、農研機構は、農耕トラクタの回転灯装着に関する現場の考え方について、農業食料工学会誌第83巻第3号に「トラクタ追突事故対策に関する北海道内の農

業者の意識調査」をテーマとした論文で問題提起を行いました。

このため、当本部としては、今後も引き続き農研機構に「トラクタ追突事故対策に関する農耕トラクタの回転灯装着」の実現に向けた対応について要請します。

9 農研機構（農業機械研究部門）との連携協力体制

家族経営の農業は、原則として労働安全衛生法令が適用されません（農業法人や被雇用者がいる経営は適用されます）。

農家の労働安全は、自己責任になっており、事故が発生しても報告する義務や安全を確保する義務がありません。

このため農業では、事故情報が十分に把握されないまま、事故原因の分析や検討が行われず、事故後の効果的な対策や安全管理体制が徹底されないことから、他の産業よりも高い確率で死亡事故が発生すると考えられます。

当本部では、農作業の事故防止を積極的に推進するため、農研機構と農作業の安全確保の取組みについて連携します。

また、農研機構が農作業事故詳細調査で分析した事故の因果関係、発生原因の考察やこれらの具体的な対策は、地域への還元を図るため、農作業安全研修会などの啓発活動を通じて関係先に情報提供します。

10 関係機関団体との業務連携

関係機関団体との業務連携に当たっては、農作業の事故防止を積極的に推進するため、関係機関団体からの要請に基づいて対応します。